

生徒心得

常に本校生徒としての自覚に立って、自己の言動に責任を持ち、次の諸規定を守ること。

(I) 授 業

1. 授業は学校生活の中心であることを自覚し、授業時間中は最善の努力をつくす。
2. 教室は常に清潔・整頓・換気に留意し、気持よく授業を受けられるような雰囲気をつくる。
3. 授業開始後の出入室は、担当教師の指示に従う。

(II) 登下校, 欠席

1. 事故防止のため、時間に余裕を持って登校する。
2. 朝のホーム・ルーム開始時刻（午前 8 時 40 分）までに各自の席についていない場合は遅刻とする。
3. 授業終了時刻以前に退席する場合を早退とする。
4. 各授業時間に欠席した場合を欠課とする。
5. 全日課を欠課した場合を欠席とする。
6. 下校は原則として、午後 5 時までとし、部活動等で延長する場合には午後 6 時 30 分までに活動を終了し、すみやかに下校する。
7. 欠席・忌引はあらかじめ所定の手続きにより学校に届け出て許可をうける。（やむを得ない場合は、電話又は口頭で届け出て後正式の手続きをする。）

忌引は次の基準による。（土・日を含む）

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 父母 | 7 日 |
| (2) 祖父母・兄弟・姉妹 | 3 日 |
| (3) 伯（叔）父母 | 1 日 |
8. 遅刻・早退は、そのつど所定の手続きにより学校に届け出る。
 9. 交通機関の事故による遅刻欠席は、その機関の責任者の証明書を提出する。但し、東海道線・相模線の場合は必要としない。

(III) 服装・所持品の規定

本校生徒としての誇りをもって常に服装を正しく整える。

服装・所持品についての本校の規定は次のとおりである。

a 服 装

1. バッジ, ボタン（学校規定のもの）
2. 制 服
男 子
詰襟学生服・・・黒サージ, 金ボタン, (袖ボタンなしでもよい)
夏・・・上着なし。

白無地ワイシャツ又は白無地ポロシャツ（ワンポイントまで可）。

着用の時期は学校で指示する。

女 子

ジャケット、スカートは紺サージで学校規定のもの、ベストは希望者のみの着用でよい。
白無地長袖ブラウス（ワイシャツも可） なおスカートに替えてスラックスの着用も認め
る。（ジャケットと同じ紺サージ）

夏・・・上着なし。

白無地ブラウス（ワイシャツも可）又は白無地ポロシャツ（ワンポイントまで可）。
着用の時期は男子と同様。

男・女子共にワイシャツ又はブラウス、ポロシャツ等にはリボンなどの飾りをつけない。
健康その他の理由によって、定められた服装ができない場合には生徒手帳の所定欄に記入して、
保護者連署の上学級担任まで異装願を提出し、許可を得る。



3. 靴

(1) 通 学

学生型革靴または運動靴

(2) 上 履

臨時新校舎では使用しない。

(3) 体育館履

学校規定の体育館靴。（学年色別）

4. マフラー及び補助的な防寒着

補助的な防寒着についてはセーター、カーディガン、ベストとし、着用する場合は華美でないもの（黒、紺、白、グレー、ベージュの単色とし、胸にワンポイントまで可）。

5. 体育着（学校指定のもの）

男子・女子ともに

夏季・・・半袖シャツ、ハーフパンツ 冬季・・・トレーニングウェア上・下

いずれも学年色別

b 所持品

1. 必要以上の金銭及び不要の物品は持参しない。
2. 服装・所持品には、必ず学級・氏名を記入する。
3. 貴重品は必ず身につけておく。体育等でやむを得ない場合は貴重品袋等（学校で用意）を必

ず利用する。

4. 昼食はなるべく弁当を持参するのが望ましいが昼食時に限って校内でパンの販売や、食堂を利用することができる。

(IV) 身だしなみ

1. 身だしなみは常に清潔・質素・端正であるように心掛ける。
2. 髪は高校生らしく清潔にし、染色・脱色・パーマ等不必要な手入れはしない。

(V) 通学規定

1. 自転車で通学する場合は、学級担任に届け出て許可を得る。指定のステッカーを貼付し、決められた場所に駐輪する。
2. 四輪車・自動二輪車・原付自転車の登校は禁止する。
3. 登校・下校の際は特に交通安全に気をつけ、交通ルール・マナーを守る。

(VI) 校内生活について

1. 校内においての行動は、常に静粛と迅速に留意する。
2. 毎日朝の伝達事項及び放送に注意し、指示のことがらを確認する。
3. 登校後は授業終了まで外出しない。やむを得ない用事で外出する時は、学級担任又は授業担任の許可を得る。
4. 校舎内外の清潔・整頓・戸締まり及び火気に注意する。特にアイロン、電熱器、ガス・石油ストーブなどの使用に当たっては、充分に取り扱いに気をつけ、使用後のあと始末を厳重にする。
5. 学校の諸用具はすべて大切に使い、使用後の整理には特に注意するようにする。
6. 図書室を利用する者は規則を守り、図書を大事に扱う。（「図書館の利用方法」参照）
7. 休日に登校する場合には、顧問等先生の指導の下で活動する。
8. 生徒個人への面会人があった場合は、学級担任が会って必要と認めた場合に限り学級担任の立会いの下に面会を許可する。
9. 携帯電話の使用はマナーとモラルを守り、授業中はカバンの中に入れておく。
10. 特別教室を使用する際は、事前にその教室を管理する職員に申し出て許可を得る。
11. 保健室で休養（病気などで）及び救急処置を行うときは養護教諭又は保健関係の先生に届け出て使用すること。使用後は救急処置カードに必要事項を記入する。
12. 校内で集会を開いたり、掲示したりする場合は、あらかじめ届け出て学校の許可を得る。

(VII) 校外生活について

1. 校外においても常に本校生徒としての誇りと自覚をもって行動する。
2. 高校生として好ましくない場所に入出入しない。
3. 学割を請求する場合は生徒旅客運賃割引証発行願を学級担任に提出する。
4. アルバイトをする場合には、あらかじめ所定の用紙で学級担任に届け出る。